

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	鏡水ふれあい会館の利用許可、利用料金の減免、利用許可の制限		
根拠法令及び条項	那覇市鏡水ふれあい会館条例第5条、第7条、第9条、第10条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市鏡水ふれあい会館条例第5条、第7条、第9条、第10条 ※別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成23年10月3日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間 ( 1日～3日間 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成23年10月3日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 平和交流・男女参画課		
備考	当該施設は、指定管理者が管理を行っている。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

鏡水ふれあい会館条例（抜粋）

平成 23 年 10 月 3 日  
条例第 29 号

（利用できる者）

第 5 条 施設を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定地域住民
- (2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの

（利用許可）

第 7 条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金の減免）

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 特定地域住民が利用する場合
- (2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用許可の制限）

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。